

## 松阪市内店舗 PR 動画「ウチの逸品」募集要項

### 1. 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの飲食業に影響が出ている中、市内店舗の支援を目的に、「ウチの逸品」と題した PR 動画を制作し、市ホームページ等で紹介する。

### 2. PR 動画内容

お店の代表の方が出演し、「ウチの逸品」と称した自慢の逸品を紹介する 2 分程度の動画を制作し、動画共有サイト「YouTube」及び「松阪市ホームページ」で公開する。

### 3. 応募資格

松阪市内に本店があり、カレーうどん・そばを扱っている店舗。

※チェーン店は応募できません。

### 4. 撮影条件

- (1) 撮影に使用する食材費については、店側の負担とする。
- (2) 撮影は午前 9 時から午後 5 時までの間で時間調整を行い実施する。
- (3) 撮影は店主または代表者の出演協力が得られることとする。

### 5. 応募方法

- (1) 応募用紙に記入の上、郵送・電子メール・FAX のいずれかで応募する。
- (2) 応募用紙は、松阪市役所 3 階広報広聴課に設置するほか、市ホームページからもダウンロードできる。
- (3) 指定の応募用紙を使用し、店舗名、代表者の名前（ふりがな）、住所、電話番号、店舗 PR を記入する。

	応募方法
応募先 問合せ先	住所：〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所広報広聴課 電話：0598-53-4364
電子メール	<電子メール送信先> kouhou.oubo@city.matsusaka.mie.jp

### 6. 募集期間

令和 3 年 7 月 15 日（木）～7 月 30 日（金）（必着）

### 7. 募集店舗数

- ・市内 20 店舗（先着順）

### 8. スケジュール

- ・募集期間：7 月 15 日（木）～7 月 30 日（金）
- ・撮影・収録：8 月中、公開：9 月（予定）

但し、新型コロナウイルスの感染拡大により、スケジュールを延期する場合もある。

### 9. 注意事項

- (1) 動画作品の著作権は、松阪市に帰属する。
- (2) 取り決めのない事項で疑義が生じたとき、双方（市・店舗）協議して定めることとする。